

人権啓発活動協働推進事業業務委託仕様書

1 業務の目的

人権啓発に意欲的で専門性やネットワーク等を有するサークル、NPO等の民間団体及び企業等と協働することにより、効果的に人権啓発活動を実施し、すべての人の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を促進する。

2 業務の名称

人権啓発活動協働推進事業

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月16日（火）まで

4 委託業務のテーマ・内容等

『外国人の人権』、『障がいのある人の人権』、『多様な性と人権』、『その他の人権課題』をテーマ（複数のテーマにまたがることも可能）とする以下の取組で、特定の団体等のための取組ではなく、県内で実施するもの（オンライン形式で実施する場合、主に県民を対象とするもの）。

- (1) 研修会、ワークショップ
- (2) 街頭啓発イベント
- (3) 啓発資料等の作成・配布
- (4) その他県民の人権尊重意識の高揚に資する企画

5 実施方法

上記4の企画等を実施するにあたっては、宮崎県人権啓発推進協議会（以下「協議会」という。）と十分に調整すること。

6 その他

- (1) 企画等の名称をチラシや配布資料等に表記する場合、「令和8年度宮崎県人権啓発推進協議会委託」又はこれと同趣旨の語句を併記すること。また、物品等についても、原則として、令和8年度宮崎県人権啓発推進協議会委託により作成した旨の表記を行うこと。
- (2) 企画等への参加や配布物品は、無料とすること。
- (3) 委託業務によって催事等を実施するにあたっては、次に掲げる事項を行うこと。
 - ア 参加者の募集、催事等の案内のために県民に配布する広報用印刷物について、印刷前に当該印刷物の原稿を協議会に示し、内容の確認を求めること。
 - イ 参加者等（スタッフを除く。）の人数を把握、アンケートにより感想、意見等を把握すること。
 - ウ 企画の実施状況が確認できる写真を撮影すること。
- (4) 事業終了後は、事後報告会等により、事業成果の評価や今後の取組等について意見交換を行うこと。